

【参考情報】

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	25,199	30,185
資本金又は基金等	19,656	23,987
価格変動準備金	121	153
危険準備金	0	0
異常危険準備金	3,586	2,606
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,177	1,098
土地の含み損益	△ 145	△ 146
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、 マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	802	2,484
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2} + R5+R6$	7,244	7,714
一般保険リスク(R1)	6,009	6,412
第三分野保険の保険リスク(R2)	-	-
予定利率リスク(R3)	0	0
資産運用リスク(R4)	2,164	2,528
経営管理リスク(R5)	177	191
巨大災害リスク(R6)	680	630
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	695.7	782.5

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および、第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて、準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されております。

・「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険  
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く。)  
(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
(資産運用リスク)
- ④ 経営管理上の危険: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの  
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額であります。

・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。